

阿賀野市条例第26号

阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年阿賀野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」」を「「100分の117.5」とあるのは「100分の65」」に改める。

第2条 阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の117.5」とあるのは「100分の65」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。